

夏季における水難・山岳遭難の防止

夏期(7月～8月)は、水辺や山のレジャーに出かけることが多くなる季節のため、例年、水難・山岳遭難とも、年間の発生件数に占める同時期の発生件数の割合は高くなっており、特に、年間に発生する水難の約半数が夏期に集中しています。

〈水難事故発生状況〉

	令和3年	令和4年	増減
発生件数(件)	14	6	-8
遭難者数(人)	17	6	-11

〈山岳遭難発生状況〉

	令和3年	令和4年	増減
発生件数(件)	56	63	+7
遭難者数(人)	67	73	+6

〈水難事故防止のために〉

- ・ 飲酒をして遊泳しない
- ・ 急流や深みなどの危険箇所に注意
- ・ 自分の泳ぐ力を過信しない
- ・ 危険箇所での遊泳・岩場からの飛び込みは絶対しない
- ・ 天候が悪化したら遊泳を中止する
- ・ ダムの放流時は急な増水に注意し遊泳を中止する
- ・ 子供だけで遊ばせない
- ・ ライフジャケットを着用する

〈山岳遭難の主な原因〉

- ・ 地理がわからないままでの登山
- ・ 無理な計画の登山
- ・ 装備が不十分

〈命を守る3要件+1〉

- ・ 無理のない計画と引き返す勇氣
- ・ 十分な装備と食料の準備
- ・ 通信手段の確保
- + 登山届の提出



奈良県警察ではインターネットを利用した登山届の受理も行っています。

登山届提出用二次元コードをお手持ちの携帯電話で読み込み、県警HPをご確認ください。

特殊詐欺の被害に遭わないために！

ナンバーディスプレイ

(相手の電話番号を表示)

ナンバーリクエスト

(非通知の電話を自動で拒否)

を活用しましょう！！

本年5月1日より、月額利用&工事費が

無料

となりました！

※適用条件

70歳以上の契約済、または70歳以上の方と同居している契約済の回線

受付先 NTT西日本 特殊詐欺対策ダイヤル

0120-931-965



特定小型原動機付自転車の交通ルール

7月1日から「特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード)」が原動機付自転車の類型に加わり、原付一種の区分が二つに分かれます。

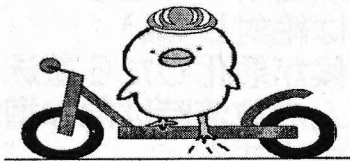
特定小型原動機付自転車

- ・ 電動車のみ
- ・ 運転免許不要
(16歳未満は運転禁止)
- ・ ヘルメット着用は努力義務
- ・ 一般高速度は20km/h以下
歩行モード(6km/h)であれば自転車通行
可の歩行等も走行可)
- ・ ナンバープレートが必要(小型の標識)
- ・ 自賠責保険が必要
- ・ 車体のサイズは全長190cm、全幅60cmを超えないもの

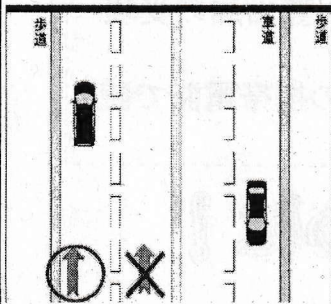
特例特定小型 原動機付自転車



- ・ 最高速度表示灯が点滅し、
最高速度が6km/h以下

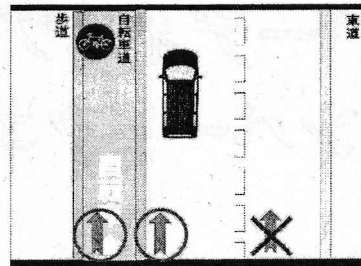


通行方法



- ・ 車道通行が原則!
- ・ 道路では、左端を通行しましょう。

・ 自転車専用通行帯はOK!



右折の方法

- ・ 右折するとき二段階右折をしなければなりません。

みんなで交通ルールを
守って安全に運転!!

